

第4章 取組及び計画推進

1 取組の内容

2002(平成14)年度の西東京市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量が9,644 t CO₂であることから、職員一人当たりの温室効果ガス排出量は7.27 t CO₂と推計されます。また、各エネルギー使用による温室効果ガスの排出量は右表のとおりです。

エネルギー	温室効果ガス
電気 1kwh の使用	0.378 k g CO ₂
灯油 1 の使用	2.488 k g CO ₂
重油 1 の使用	2.710 k g CO ₂
L P G 1 の使用	3.001 k g CO ₂
都市ガス 1m ³ の使用	1.960 k g CO ₂
ガソリン 1 の使用	2.843 k g CO ₂
軽油 1 の使用	2.674 k g CO ₂

温室効果ガスの総排出量を削減し目標を達成するために、計画の前期3ヶ年においては次の取組を推進します。これらの取組については、西東京市 EMS における実行プログラムの一部であるため、今後、EMS の改訂が行われた場合は、改訂後の実行プログラムを実行計画の取組事項とします。

図表 15 各エネルギーの温室効果ガス排出量
(環境保全課作成)

なお、計画の前期3ヶ年終了時点で中間目標が達成されない場合は、これらの取組に加え、各施設におけるグリーン電力証書システム*1による自然エネルギーの導入や、ESCO 事業*2を視野に入れた省エネルギー化改修工事を推進します。

(1) 施設管理や事務事業に関する取組

電気使用量の低減

- ・会議室等の空調、照明は使用後に必ず切る。
- ・業務に支障のない範囲で使用しないOA機器の電源を切る。
- ・3フロア以内での職員のエレベーター使用を自粛する。
- ・時間外勤務時は必要箇所以外消灯する。
- ・業務に支障のない範囲で昼休みの消灯を行う。

ガス使用量の低減

- ・窓の開閉やブラインド等を活用し室内温度の調節を図る。
- ・執務室内の冷房時室内温度は28度、暖房時室内温度は22度を目安とする。

水道使用量の低減

- ・手洗い、洗顔時や庁用車の洗車時の節水を徹底する。

*1 グリーン電力証書システム・・・18ページ 参照

*2 ESCO 事業・・・18ページ参照

ガソリン、軽油使用量の低減

- ・踏み切り停車時のアイドリングストップを徹底する。
- ・急発進、急加速防止を徹底する。
- ・経済速度による走行を図る。
- ・業務に支障のない範囲で公共交通機関等への利用転換を図る。

コピー用紙・印刷用紙使用量の低減

- ・両面コピーや両面印刷を実施する。
- ・裏面紙（裏白紙）はメモ用紙等として再度利用する。
- ・コピー機の使用後は必ずリセットを行いミスコピーを防ぐ。
- ・ミスコピー防止のため、コピー機付近に使用後はリセットを行う旨を明記する。

封筒使用量の低減

- ・使用済み封筒は交換使用封筒とするなど再利用を徹底する。
- ・業務に支障のない範囲で封筒の配付を控える。

事務用品等のグリーン購入の推進

- ・環境にやさしい製品を積極的に購入する。

公用車の低公害化の推進

- ・ディーゼル車に対し、D P F、酸化触媒を装着する。
- ・天然ガス車を導入する。

(2) 廃棄物に関する取組

施設から発生する資源、廃棄物の分別

- ・資源、廃棄物の徹底分別を行う。

(3) 市の施設建設・改修及び公共工事等における環境配慮に関する取組

市の施設における省エネルギー化の推進

- ・施設の建て替え、改修時に自然エネルギーの導入や省エネルギー化改修工事の実施を推進する。

環境配慮型の車両、建設機器、資材の使用

- ・低公害型車両の使用を図る。
- ・低騒音及び排出ガス対策型の建設機器の使用を図る。
- ・環境配慮型建設資材の利用を図る。

建設副産物のリサイクル推進

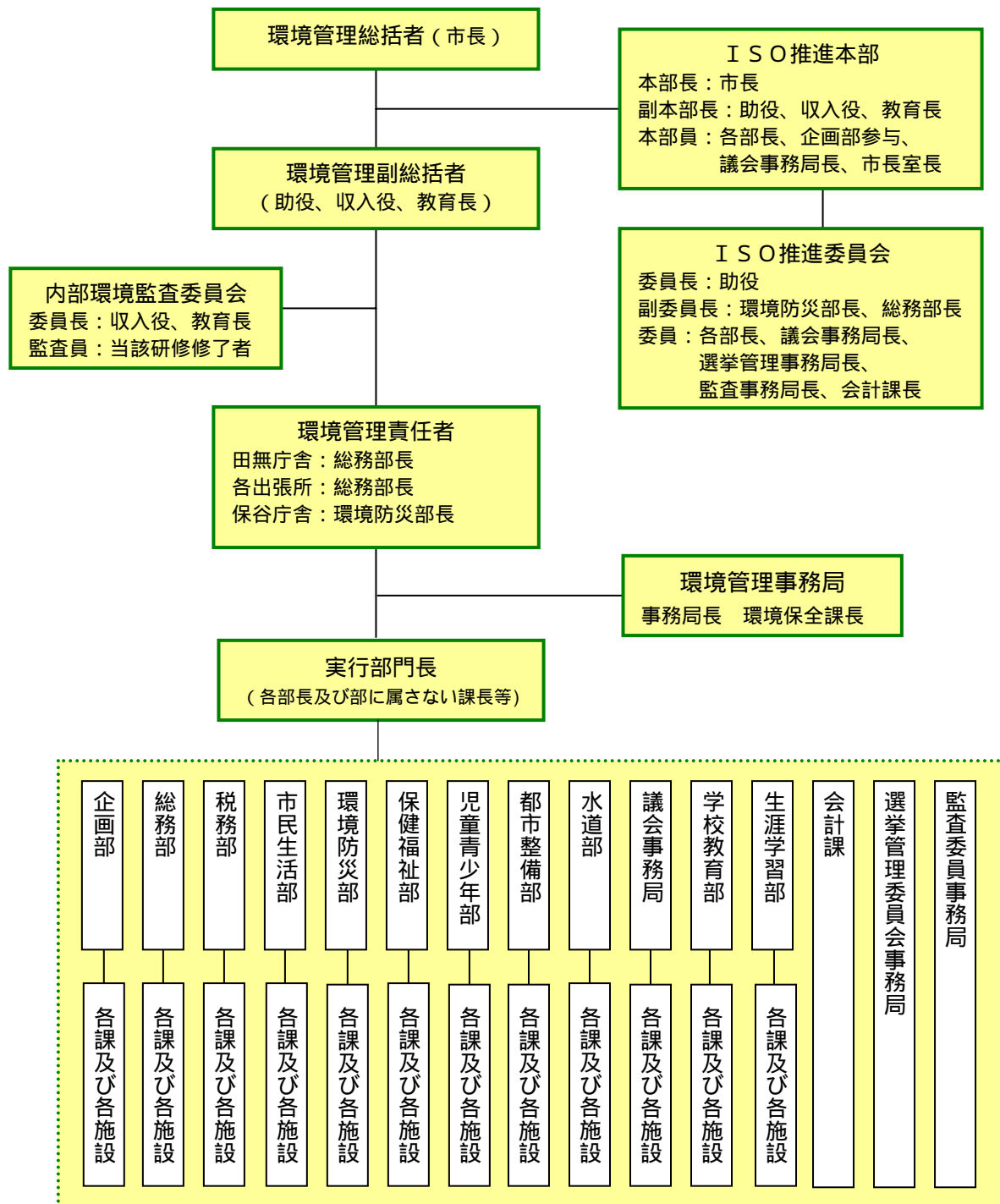
- ・コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトについて分別解体及び再資源化を行う。

廃棄物の適正処理

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、産業廃棄物の適切な処理を行う。

2 計画の推進体制

実行計画を推進・点検するための体制については、西東京市 EMS の環境管理体制を準用し、ISO14001 認証取得対象外施設については、その施設を所管する部及び課において実行計画の推進・点検を行うものとします。



図表 16 計画の推進・点検体制
(環境保全課作成)

3 職員研修

実行計画の取組を確実にを行うため、職員に対して下記の研修を行うものとします。

なお、この研修内容については、西東京市 EMS における「環境教育・研修管理要領」に基づくため、当該要領が改訂された場合は、その内容を実行計画の研修項目とします。

研修名	主な内容	対象職員
管理職研修	ISO14001 と地球温暖化に関する動向 取組状況と環境パフォーマンス 環境目的・環境目標・実行プログラム	課長相当職以上の職員
一般職員研修	ISO14001 と地球温暖化の解説 取組状況と環境パフォーマンス 環境方針・環境目的・環境目標・実行プログラム	課長補佐級以下の職員

* 上記研修を欠席した場合は、各部及び各課内で研修を行う。

図表 17 計画推進のための研修内容
(環境保全課作成)

4 点検及び公表

実行計画の取組状況については、下記の表のとおり点検及び見直しを行います。

また、温室効果ガスの総排出量については、西東京市環境基本条例第 16 条に規定する年次報告書に掲載し公表するだけでなく、市のホームページを活用し、年度途中の温室効果ガス排出量についても定期的に公表します。

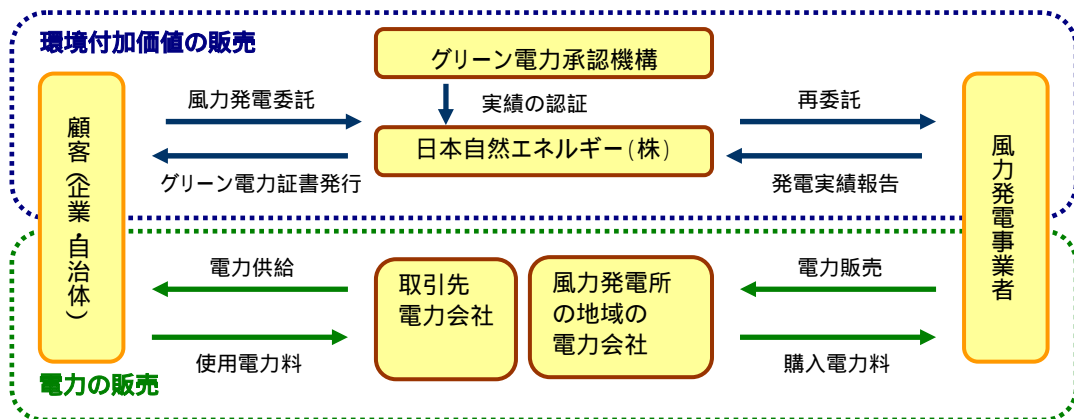
点検項目	点検の方法	備考
取組状況	西東京市 EMS における内部環境監査により点検を行う。	「内部環境監査要領」に基づき実施
温室効果ガス総排出量	各課及び各施設への調査を行い、使用量等から温室効果ガス総排出量を算出する。	2ヶ月ごとに使用量等について調査実施
実行計画の見直し	国及び国際的な動向を踏まえ、西東京市 EMS のレビューと同時に実行計画の見直しを行う。	「環境マネジメントシステム見直し要領」に基づき実施

図表 18 点検及び見直しの内容
(環境保全課作成)

【参考1 グリーン電力証書システムの概要】

日本自然エネルギー(株)が運用している制度。風力などの自然エネルギーにより発電された電力の省エネルギーとしての価値(環境付加価値)を「グリーン電力証書」という形で具体化します。

風力発電設備等を持たない企業や自治体などが、使用電力量の他に1kWhあたり4円の委託金を支払うことによって、日本自然エネルギー(株)から「グリーン電力証書」の発行を受け、自然エネルギーにより発電された電力を利用しているとみなされるしくみです。

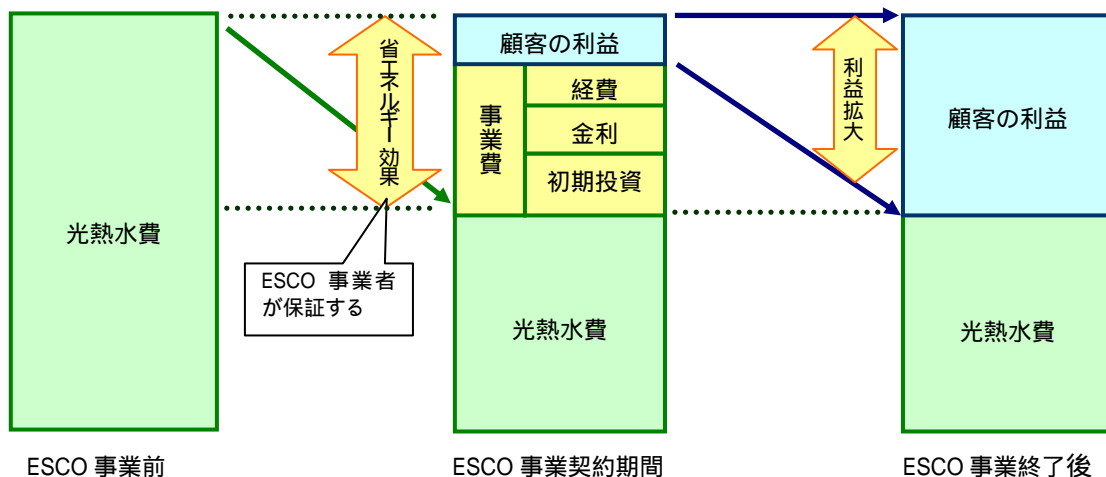


- 日本自然エネルギー(株)資料に基づき環境保全課作成 -

【参考2 ESCO事業の概要】

Energy Service Companyの略称で、省エネルギー改修に関する全ての経費をエネルギー使用料金の削減分で賄う事業です。

ESCO事業を行う業者は、顧客と一定期間の契約を結び、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理などに関する全てのサービスを提供します。顧客はESCO事業期間中、それらのサービスの対価を支払いますが、ESCO事業を行う業者が顧客の省エネルギー効果について保証する契約形態となるため、顧客の省エネルギー効果が発揮できなかった場合、ESCO事業を行う業者がその損失分を保証することになります。また、ESCO事業終了後は、省エネルギー効果が顧客の利益となります。



- (財)省エネルギーセンター資料に基づき環境保全課作成 -